

スマートマンション導入促進事業

(集合住宅向け)

手続きの手引き

(平成 29 年 1 月)

※本事業は平成 26 年度から平成 30 年度において助成金交付申請を受付けます。

(お問合せ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
電話番号：03-5990-5085
F A X：03-6279-4697
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/mems/>
メールアドレス：cnt-smart@tokyokankyo.jp
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

東京都地球温暖化防止活動推進活動センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

本助成金に申請、又は本助成金を受給される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が実施する本助成金交付事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

そこで、本助成金に申請をされる方、申請後助成金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分に認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

1. スマートマンション導入促進事業(以下「本事業」といいます。)については、スマートマンション導入促進事業実施要綱(平成26年3月31日付25環工分第39号環境局長決定。以下「実施要綱」といいます。)及びスマートマンション導入促進事業助成金交付要綱(平成26年6月25日付26都環公総地第351号。以下「交付要綱」といいます。)に基づき実施いたします。
2. 本助成金の申請者が公社に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
3. 助成対象経費については、平成26年3月31日以前において、発注、契約等を行っていた場合は、助成金を交付することはできません。
4. 以上「2.」「3.」の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、公社からの助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金(年10.95%の利率)を加えてお返しいただくこととなります。

- 1 事業の概要
 - 1.1 目的
 - 1.2 事業スキーム
 - 1.3 スケジュールフロー図
- 2 助成内容
 - 2.1 助成対象事業者
 - 2.2 助成対象事業
 - 2.3 交付の条件
 - 2.4 助成対象経費
 - 2.5 助成金の額
 - 2.6 助成対象事業者による報告等
 - 2.7 本事業の実施期間
- 3 申請の方法
 - 3.1 申請受付期間
 - 3.2 事前申請
 - 3.3 交付申請
 - 3.4 申請に当たっての留意事項
 - 3.5 交付決定
 - 3.6 申請の撤回
 - 3.7 助成金の交付
- 4 助成金交付後の手続き等
 - 4.1 助成事業の承継
 - 4.2 事情変更による決定の取消し等
 - 4.3 事業者情報の変更について
 - 4.4 債権譲渡の禁止について
 - 4.5 交付決定の取消し
 - 4.6 助成金の返還
 - 4.7 違約加算金

- 4.8 延滞金
- 4.9 他の助成金等の一時停止等
- 4.10 財産の管理及び処分等
- 4.11 助成事業の経理等
- 4.12 調査等、指導・助言、実績の報告
- 4.13 個人情報等の取り扱い
- 4.14 免責
- 5 参考資料
- 6 Q&A
- 7 注意事項
- 8 申請書類作成要領

実施要綱・交付要綱

「賢い節電」への御協力をお願い

電気の無駄遣いをなくし、都市の魅力や快適性を大事にしながら需給のひっ迫にも弾力的に対応できる「賢い節電」への御協力をお願いします。

1 事業の概要

1.1 目的

東京都は、低炭素・快適性・防災力を同時に兼ね備えた「スマートエネルギー都市」の実現を目指して、賢い節電・省エネの徹底と定着、低炭素・自立分散型エネルギー源の普及及びエネルギーマネジメントによる需給の最適制御を促進する取組を進めています。

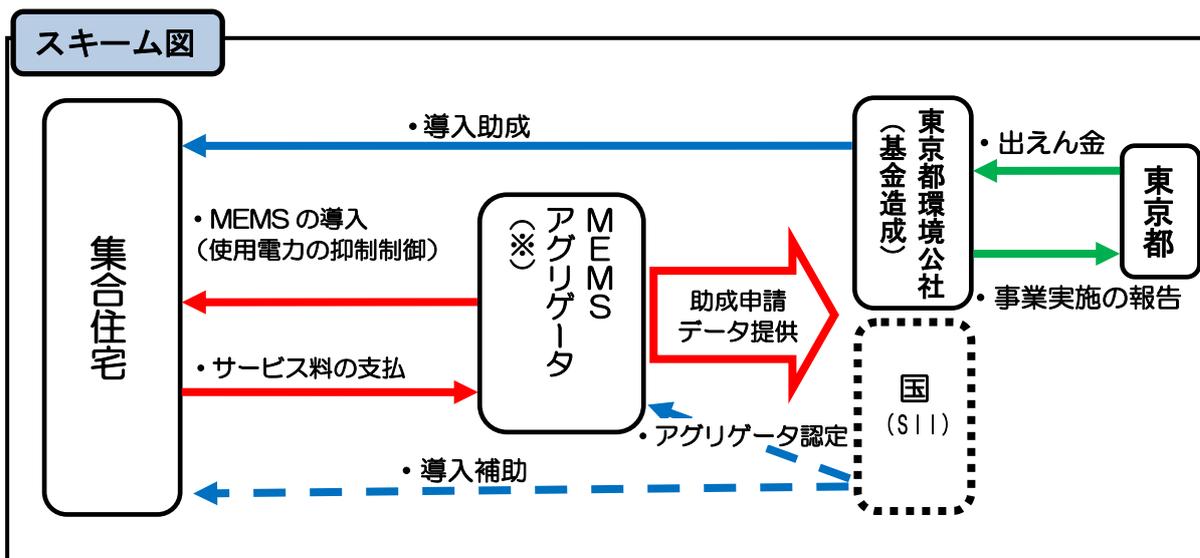
本事業は、建物全体のエネルギー需要の状況を総合的に把握し、機器や設備の運転を効率的に行うためのMEMSが普及していない集合住宅を対象に、MEMSアグリゲータ事業者を通じた効率的なエネルギー管理を推進するMEMSの導入を支援し、エネルギーマネジメントの普及・拡大を図ることを目的に実施するものです。

目指すべきスマートエネルギー都市



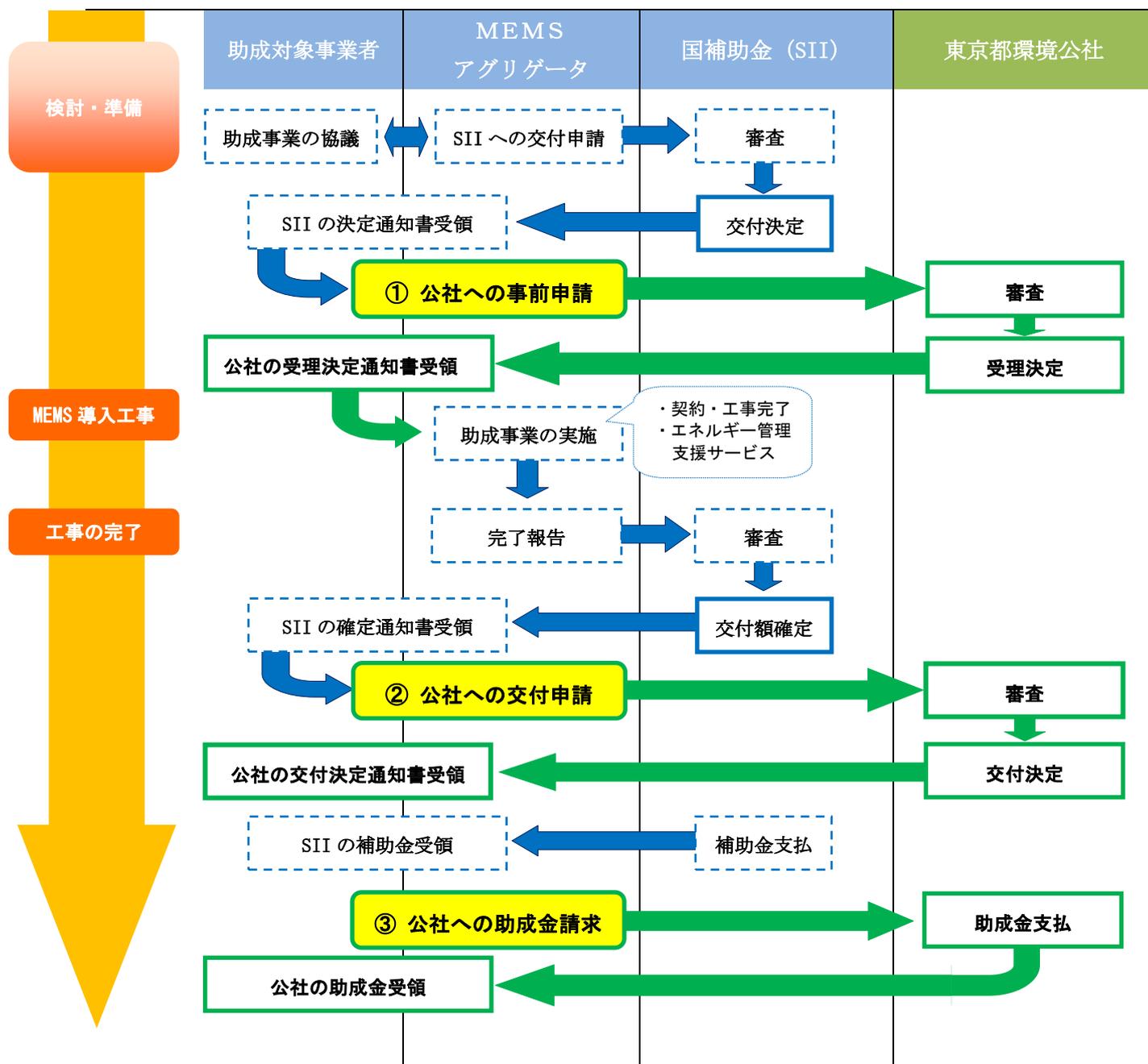
1.2 事業スキーム

本事業では、都からの出えんにより、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）に 10 億円の基金を造成します。この基金を基に、都内の集合住宅において、MEMS を導入する事業に対し、その経費の一部について助成を行うものです。本事業のスキームは次のとおりです。



(※) 一般社団法人環境共創イニシアチブ (S I I) が実施する補助事業において、集合住宅に MEMS を導入するとともに、エネルギー管理支援サービス (電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービス) を行うエネルギー利用情報管理運営者として同法人の登録を受けた事業者をいう。

1.3 スケジュールフロー



助成事業手続きの流れ

- ① 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」といいます。)の交付決定通知をもって、東京都環境公社(東京都)に「事前申請」を行います。東京都環境公社からの受理決定を受けてMEMS設置工事の契約を締結、工事着手します。
- ② 工事完了後、SIIの交付確定通知をもって、東京都環境公社に「交付申請」を行います。
- ③ 東京都環境公社の交付決定通知をもって、助成対象事業者は助成金の請求を行います。東京都環境公社は当該請求に基づき、助成金を支払います。

2 助成内容

2.1 助成対象事業者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」といいます。）は、次のいずれかに該当するものとします。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除きます。

- (1) 2.2の助成対象事業を実施する集合住宅の全戸の所有者、又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築主とします。）
- (2) (1)に掲げる者のほか、助成対象設備を所有するもの（(1)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、(1)に掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、(2)に掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（(1)及び(2)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限り。）

2.2 助成対象事業（交付要綱第4条参照）

次の全ての要件を満たす事業に対して助成を行います。

- (1) 都内の集合住宅（新築のものにあつては、住戸の数が100戸未満のものに限り。）において、MEMSを設置すること。
- (2) 2.1(1)の助成対象事業者が、同一のMEMSアグリゲータと1年以上のエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結すること。
- (3) 平成26年4月1日以降に、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「スマートマンション導入加速化推進事業（以下「国事業」といいます。）」に係る補助金の交付申請を行い、交付対象として決定されていること。

2.3 交付の条件（交付要綱第12条参照）

公社は、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を満たすことを条件とします。以下の条件を御理解いただき、承諾した場合のみ助成金の申請を行ってください。

- (1) MEMSアグリゲータの行うエネルギー管理支援サービス（以下「サービス」という。）を活用して、建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービス開始後2年間の電力消費量に関する実績について、都が

報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じることとします。

- (2) 電力需給契約を結ぶ電力会社等から電力の需給ひっ迫時に節電要請を受けるデマンドレスポンス契約を締結することとします。この場合、電力会社等からの要請があった場合には、必ず対応の上、その実績を節電対応実績報告書（第8号様式）により、速やかに公社に報告してください。
- (3) 電力需給契約を締結する電力会社等にデマンドレスポンス契約の形態がない場合等は、節電対応届出書（第9号様式）を事前に提出し、届出を行ってください。東京都を管轄する一般電気事業者が公表する電力使用の見通しにおいて、電力使用率（＝電気の最大需要見込量÷電気の供給可能量（％））が97%以上となる場合は、交付対象の集合住宅（マンション）で節電対応届出書（第9号様式）により届け出た対策を必ず行ってください。実施した内容等については、節電対応実績報告書により、速やかに公社へ報告してください。
- (4) (2) から (3) における報告については、以下の期間を対象とします。
 - ア 夏期（7月1日～9月30日）
 - イ 冬期（12月1日～2月28日）
- (5) (2) 及び (3) に該当しない場合においても、東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力使用を抑制の上、その実績を節電対応実績報告書（第8号様式）により、速やかに公社に報告してください。本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用します。

MEMSアグリゲータ等は、東京電力パワーグリッド株式会社の「でんき予報」サイト（<http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html>）を閲覧するなどして、電力使用状況の把握に努めてください。
- (6) 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給することはできません。

※ リース事業者等からのサービスを利用して助成事業を行う場合は、以下の条件を満たすこととします。

- ・ 1年以上の契約解除禁止期間を設定することとします。
- ・ 助成対象となる設備は、原則として、処分制限期間(5年)の間使用することを前提とした契約であることとします（契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備をMEMS導入事業者に譲渡する契約も認めます。）。
- ・ サービス利用者に対して都の助成金相当分の利益が還元される契約であることとします。

2.4 助成対象経費 (交付要綱第6条参照)

国(S I I)の補助制度において、助成対象となる設備費及び工事費とします(22ページ参照)。

2.5 助成金の額 (交付要綱第7条参照)

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額(助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の2分の1の額から国その他の補助金の額を控除した額)とします。本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

2.6 助成対象事業者による報告等 (交付要綱第12条参照)

助成対象事業者は、MEMSアグリゲータの行うエネルギー管理支援サービスを活用して次の事項を行うよう努めるものとします。

- (1) 既築の建物にあってはMEMS設置前の建物全体(集合住宅の部分に限ります。)の電力消費量と比較して、新築の建物にあってはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物全体の電力消費量の10%を削減することが必要です。また、都が報告を求めたときは、別途指示する方法によりこれにに応じてください。
- (2) 需給ひっ迫時は電力会社等からの節電要請に対応し、電力使用を抑制してください。また、別途指示する日までに公社に報告をすることが必要です。

2.7 本事業の実施期間 (交付要綱第8条参照)

本事業の実施期間は、エネルギー管理支援サービス開始日から少なくとも2年後までとします。ただし、エネルギー管理支援サービス期間が2年に満たない場合は、その期間とします。

3 申請の方法

3.1 申請受付期間

平成 26 年 7 月 1 日(火曜日) から 平成 30 年 12 月 28 日(金曜日)(必着) まで

助成金の交付を希望する方は、本期間内において、下記により「事前申請」及び「交付申請」の 2 段階の手続きを行ってください。

なお、申請書類の作成に当たっては、以下の記載事項のほか、15 ページ「3.4 申請に当たっての留意事項」、24 ページ「6 Q&A」、27 ページ「7 注意事項」及び 28 ページ「8 申請書類作成要領」等を必ず確認いただきますようお願いいたします。

また、基金の範囲を超えた日をもって、事前申請の受け付けを停止します。

注1 基金の範囲を超えた日に複数のスマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請書(第1号様式)が提出された場合は、その日に提出された事前申請書を対象に抽選を行います。

3.2 事前申請 (交付要綱第9条)

- (1) 助成金の交付を希望する方は、国(S I I)による交付決定通知を受領後、速やかに「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請書」(第1号様式)及び当該申請に必要な添付書類(12 ページ 別表第1)をとりまとめ、公社に提出してください。

本助成金は、国(S I I)の補助対象額に基づき、助成額を確定します。

国(S I I)補助金額に応じて都の助成金額を決定するスキームですので、都の助成要件を満たした上で、国(S I I)への交付申請を行っていただく必要があります。十分御注意ください。

- (2) 公社は、申請書類の審査を行った上で、書類に不備がなく交付条件を満たす場合において、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請受理書」(第3号様式)を送付します。また、予算超過日に複数の申請があり、抽選の結果、受理できないものとした助成対象事業者に対し、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請不受理書」(第4号様式)によりその旨を通知します

申請に当たっては、以下の点に御注意ください。

- ・(別表第1) No. 4～6 関係 (12 ページ及び 51 ページ参照)

事業計画書、計測箇所等を示すポイントリスト等により、助成対象事業者及び居住者がどのようなエネルギー管理支援サービスを受けるのか具体的に確認できることが必要です。

- ・公社からの受理決定を受けて助成対象事業を実施します。受理決定前にMEMS設置工事の契約・着手を行うことはできません。

(別表第1) (第9条第1項関係必要書類)

(事前申請書類一覧)

No.	必要書類	様式	内容・作成上の留意事項
1	助成金交付に係る事前申請書	第1号様式	収支明細表に設備費・工事費の詳細を明記すること。
2	誓約書	第2号様式	共同申請の場合は共同申請者全員分が必要です。
3	S I Iが発行した「交付決定通知書」	S I Iの写し	(都の助成における前提条件) ※S I Iへの申請日が平成26年4月1日以降であること
4	事業計画書	S I Iの写し	助成対象事業者及び居住者がどのようなエネルギー管理支援サービスを受けるのか具体的に確認できること。
5	システム概要図	S I Iの写し	・計測・制御箇所が明確になるよう作成されること。
6	計測・制御対象一覧(ポイントリスト) ※共用部及び専有部	S I Iの写し	・計測・制御箇所が明確になるよう作成されること。
7	(該当する場合のみ) (法人)登記簿謄本 (発行後3か月以内のもの)	原本	
8	デマンドレスポンス契約の内容が分かる書類	写し	デマンドレスポンス契約をした場合
9	節電対応届出書	第9号様式	デマンドレスポンス契約をしていない場合
10	建築確認申請書	写し	新築の場合のみ
11	返信用封筒(角型2号)2枚 (送付先が記入されたもの)	—	公社の受理書、助成金交付決定通知書等の送付用(送付先が記入されたもの)
12	その他公社が必要と認める書類	—	

(注) “S I Iの写し”とは、S I Iが発行した書類の写し、又はS I Iに提出した書類の写しのこと。

注1 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。

注2 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れないよう、提出前によく確認してください。

注3 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

注4 提出された申請書類及び添付資料は、原則、返却いたしません。

3.3 交付申請（交付要綱第10条参照）

- (1) 3.2の手続きにより公社への事前申請を行い、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請受理書」（第3号様式）を受領した事業者の方が、交付申請を行うことができます。
- (2) 公社への交付申請は、国（S I I）による補助金の確定通知を受けた事業について行うことができます。
- (3) 平成30年12月28日（金曜日）（必着）までに、国（S I I）の補助金額確定通知の写しとともに、必要な交付申請書類（14ページ 別表第2）をとりまとめた上で、都のスマートマンション導入促進事業助成金交付申請書（第5号様式）により交付申請を行ってください。
- (4) 計画の変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても、助成金交付事前申請額以上の交付申請はできません。

申請に当たっては、以下の点に御注意ください。

・（別表第2）No. 4 関係

エネルギー管理支援サービスのサービス契約書により、マンション所有者とは別者である居住者が、自ら使用する部分のエネルギー使用量について「可視化」するサービスを利用していることが確認できるものとします。

・（別表第2）No. 8 関係

契約設計図書の写しは、以下の内容がわかるものとしてください。

- ① エネルギー使用量を可視化できる場所（特に居住部の計測箇所）が明確にされているものとします。
- ② 計測・制御が明確になるよう作成されたものとします。
- ③ 自ら使用する部分（専有部）のエネルギー使用量を可視化するサービスについて、居住者が利用できることを確認できるものとします。

(別表第2) (第10条第1項関係必要書類)

(交付申請書類一覧)

No.	必要書類	様式	内容・作成上の留意事項
1	スマートマンション導入促進事業助成金交付申請書	第5号様式	収支明細表に設備費・工事費の詳細を明記すること
2	補助事業完了時にS I Iへ提出した「補助事業実績報告書」	S I Iの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・S I Iに提出した「補助事業実績報告書」(別紙)収支明細表の内訳記載欄について、S I Iの確定額と異なる場合は、その理由と金額内訳がわかる書類を添付すること。 ・設備費、工事費の内訳がわかる書類を添付すること。
3	S I Iが発行した「補助金額確定通知書」	S I Iの写し	(S I Iの補助金確定額を確認する書類)
4	エネルギー管理支援サービスのサービス契約書	写し	(アグリゲータと交わした契約内容を確認する書類)
5	電力需給契約に係る書類	写し	
6	MEMS導入に係る契約書類(工事請負、リース等)	写し	
7	事業報告書	S I Iの写し	助成対象事業者及び居住者がどのようなエネルギー管理支援サービスを受けるのか具体的に確認できるもの。
8	契約設計図書	S I Iの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象範囲が分かるもの ・設置箇所等が明確に表示されているもの
9	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	S I Iの写し	交付申請時と同一の様式を用いること。
10	(該当する場合のみ) 利益排除計算書(根拠書類含む)	S I Iの写し	助成金申請者が自社製品を調達して設置する場合。
11	スマートマンション導入促進事業助成金口座振替依頼書	第18号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業者(法人の場合は代表者)の署名、捺印が必要。 ・リース等、必要に応じて共同申請が必要な場合は、双方の事業者における署名、捺印が必要。
12	振込口座が確認できる書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> ・振込口座の通帳のコピー(口座番号・名義がわかる面)など振込口座が確認できる書類 ・小切手帳や銀行から送付される振込明細書で金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの
13	その他公社が必要と認める書類	—	

(注) “S I Iの写し”とは、S I Iが発行した書類の写し、又はS I Iに提出した書類の写しのこと。

注1 申請書類及び添付書類等については、本審査以外には使用しません。

注2 必要書類への記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前によく確認してください。

注3 申請書類について、公社より修正をお願いする場合があります。

注4 提出された申請書類及び添付資料は、原則、返却いたしません。

3.4 申請に当たっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認や調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。
- (2) 審査中の途中経過等に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成や送付等に係る経費は、助成金申請者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、助成金申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけや陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- (6) リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。
 - ① MEMSアグリゲータがリース等によってシステム・機器を提供する場合には、リース料等から助成金相当分が減額されることを記載した書類(助成金の有無で各々、リース料等の基本金額、賃金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示できることとします。
 - ② リース期間等については、導入した助成対象設備を処分制限期間の間使用することを前提とした契約とすることとします。なお、リース事業者等が保有する設備を契約終了後に共同申請者に譲渡する契約も認めます。この場合、共同申請者は所有権異動後も、助成対象設備を助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

3.5 交付決定（交付要綱第 11 条参照）

交付、又は不交付の結果については、その可否を書面で通知いたします。

- (1) 交付申請書類において不備等はないか否か、必要に応じて行う現地確認等の審査の結果に基づき、公社が当該募集の助成枠の範囲内で助成金の交付を決定した助成金申請者（以下「助成対象事業者」と言います。）には、助成事業名、助成対象経費及び助成金の額等について記載したスマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書（第 6 号様式）を送付します。
- (2) 交付決定に当たっては、助成金の適正な交付を行うために必要と認めたときは、申請内容について修正を加え又は条件を付して交付決定を行う場合があります。また公社は、必要に応じて、助成対象事業者に対し現地確認を行うことがありますので、その際は、御協力をお願いします。なお、不交付のときは、スマートマンション導入促進事業に係る助成金不交付決定通知書（第 7 号様式）を送付します。

注 1 助成金交付申請書を先着順に受け付けたものについて、審査の対象とします。

3.6 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）

助成事業者は、交付決定の内容、又はこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、スマートマンション導入促進事業に係るスマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書（第 6 号様式）を受領した日から 14 日以内にスマートマンション導入促進事業助成金交付申請撤回届出書（第 10 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

3.7 助成金の交付（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は公社のスマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書（第 6 号様式）をもって、スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書（第 14 号様式）を提出することとします。

- (1) スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書（第 14 号様式）の内容が、公社のスマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定通知書（第 6 号様式）の内容と違う場合、助成金の支払いが行われないことがあります。
- (2) 助成金の振込口座は原則として対象設備の所有者である助成対象事業者の口座としますが、共同申請の場合は、共同申請者で協議の上、助成対象事業者が指定するリース事業者の振込みも可能とします。

4 助成金交付後の手続き等

4.1 助成事業の承継（交付要綱第 14 条参照）

助成対象事業者は、相続、法人の合併若しくは分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、又は契約により共同申請者への所有権移転が行われる場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、スマートマンション導入促進事業助成事業継続実施承認申請書（第 11 号様式）をあらかじめ公社に提出し公社の承認を得ることで、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継することができます。

4.2 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 15 条参照）

助成金交付決定後、天災地変その他事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

注1 申請が妥当であると認められた場合は、公社が必要に応じ条件を付して、その旨を通知します。

4.3 事業者情報の変更について（交付要綱第 16 条参照）

助成事業者は、氏名、住所等を変更した場合は、速やかに、スマートマンション導入促進事業住所等の変更届出書（第 13 号様式）を提出してください。

4.4 債権譲渡の禁止について（交付要綱第 18 条参照）

助成金交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に譲渡し、又は継承（4.1 助成事業の承継 にある承継を除きます。）することは原則として認められません。ただし、都及び公社が事前にその旨を承認することで、助成金交付に係る地位を継承することが認められる場合があります。

4.5 交付決定の取消し（交付要綱第 19 条参照）

- (1) 次のような場合には、助成金交付決定の取消しを受ける場合があります。
- ① S I I による交付決定の全部又は一部の取消しが生じたとき
 - ② 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
 - ③ 交付決定の内容又は目的に反して助成金を使用したとき
 - ④ 本事業に係る都又は公社の指示に従わなかったとき
 - ⑤ その他助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象事業者に通知をします。

(取消しの具体例)

- ① 都が交付する他の助成金との重複受給が判明した場合
- ② 「手続きの手引き」及び交付要綱に明記されている本事業に必要な実績等書類が提出されない場合
- ③ 交付決定を受けた者が暴力団等、又は暴力団に至った場合

4.6 助成金の返還（交付要綱第 20 条参照）

助成事業者による事業内容の虚偽申請、助成金等の重複受給、その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。なお、公社が取消しを行った場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該助成事業者は、助成金の全部又は一部を返還しなければなりません。また、助成事業者は、公社からの助成金返還請求を受け、当該助成金を返還したときはスマートマンション導入促進事業助成金返還報告書（第 15 号様式）により公社に報告する必要があります。

- ① 交付決定の取消し、助成金等の返還による加算金の納付
- ② 助成対象事業者等の名称及び不正の内容の公表

4.7 違約加算金（交付要綱第 21 条参照）

助成金交付の取消し又は助成金の返還となった助成事業者については、助成金交付決定額に年率 10.95%を加算した額を、返還納付日まで加算させていただきます。助成事業者は、違約加算金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

4.8 延滞金（交付要綱第 22 条参照）

助成事業者が、返還請求に応じず、返還納付期限までに助成金の返還を行わなかった場合、公社は年率 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。助成事業者は、延

滞金の請求を受けた場合には、これを公社に納付しなければなりません。

4.9 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第 23 条参照）

公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

4.10 財産の管理及び処分等（交付要綱第 24 条参照）

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」と言います。）については、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものを 5 年以内に処分しようとするときは、あらかじめスマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認申請書（第 16 号様式）を提出し、公社と協議を行い、承認を受けなければなりません。
- (3) 取得財産等の処分について承認を受けようとする場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額について公社が請求します。助成対象事業者は、公社から請求を受けたときは、これを返還しなければなりません。
- (4) 公社は、助成事業者から（3）の返還金を受領し、財産処分を承認したときは、「スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）を助成事業者へ送付します。
- (5) リース等のサービス契約期間が助成対象となる設備の処分制限期間より短い場合は再リース等、処分制限期間を超える期間でサービス契約を延長しなければなりません。また、所有権の承継手続きを行い、継続利用することとしてください。

4.11 助成事業の経理等（交付要綱第 25 条参照）

- (1) 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類をきちんと揃えておく必要があります。
- (2) さらに、これら帳簿や証拠書類は、助成金交付決定日の属する公社会計年度終了の日から 5 年間、管理・保存する義務を負っていただきます。

4.12 調査等、指導・助言、実績の報告（交付要綱第 26、27 条参照）

- (1) 都及び公社は、本事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行います。助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備及びその他の設備機器について、助成事業者が適切で効率的な運用を行っていない場合、都及び公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- (3) 都及び公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付の取消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

4.13 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 28 条参照）

本事業への応募にかかる提出書類により公社が取得した個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」と言います。）等については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。

なお、これらの情報等については、上記の目的を除いては、以下の利用目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

- ・ 本事業における審査・採択・事業管理のため。
- ・ 事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・ 応募情報を統計的に集中・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- ・ 公社の行う各種施策・サービスに関する情報の提供のため。

4.14 免責

MEMS アグリゲータから提供される MEMS の不具合や故障、またエネルギー管理支援サービスによって生じるいかなる損害・不利益についても、都及び公社はその一切の責任を負いません。また、複数の助成対象事業者による共同申請の場合、助成金の交付に関して助成事業者間に生じた紛争について、都及び公社はその一切の責任を負わないとともに、関与いたしません。MEMS アグリゲータと助成事業者間に生じた一切の紛争についても同様とします。

5 参考資料

【参考1】 S I Iにおける助成対象経費の考え方 (本手引き 10 ページ関係)

【参考2】 国 (S I I) の補助率 (本手引き 10 ページ関係)

【参考3】 助成交付額の計算例 (本手引き 10 ページ関係)

【参考1】S I Iにおける助成対象経費の考え方 (10 ページ 関係)

<p>◀MEMS導入にかかる設備費、工事費が助成対象になります。▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備費 : MEMSアグリゲータが、エネルギー管理支援サービス等を実施するために必要なシステム・機器装置・計測装置等の購入、製造(改修を含む)又は据え付け等に要する費用(ただし、補助事業に係る土地の取得及び賃借料を除きます) ○ 工事費 : 補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する費用 <p>◀助成対象とならない経費▶</p> <ul style="list-style-type: none"> × エネルギー消費機器、創エネ・蓄エネ機器の本体設備 × 別途国が定める基準を満たさない設備・機器類 (電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合しない高圧受変電設備、HEMSタスクフォースの決定事項に準拠しない制御機器等) × S I Iが補助対象外と判断した機器、設備 × 外構工事費、及び事業に関係のない工事費 × 既存設備及びその解体・撤去に関する経費 × 諸経費(代理申請手数料、交通費、会議費等) × 消費税 など <p>◀注意事項▶</p> <p>注1 過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費は対象になりません。</p> <p>注2 中古の設備については、国(SII)で認められたもの以外、助成対象経費とは認められません。</p>
--

【参考2】国(S I I)の補助率 (10 ページ 関係)

助成対象経費区分	助成率
設備費	3分の1以内
工事費	3分の1以内

【参考3】助成交付額の計算例（10 ページ 関係）

1. 国（S I I）の交付決定で補助率3分の1とされたもの

設備費 2,000 万円 工事費 6,000 万円の場合（合計 8,000 万円）

助成対象経費区分	都(公社)	国(S I I)	合 計	備考
設備費	334 万円	666 万円	1,000 万円	
工事費	1,000 万円	2,000 万円	3,000 万円	
合 計	1,334 万円	2,666 万円	4,000 万円	

2. 国（S I I）の交付決定で補助率3分の1とされたもの

設備費 3,000 万円 工事費 7,000 万円の場合（合計 1 億円）

助成対象経費区分	都(公社)	国(S I I)	合 計	備考
設備費	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	
工事費	1,167 万円	2,333 万円	3,500 万円	
合 計	1,667 万円	3,333 万円	5,000 万円	

※国、その他の団体からの補助金を充当するときは、補助対象金額の2分の1の額から国、その他の補助金の額を控除します。

6 Q&A

6-1 国(S I I)の補助制度について ……	Q. 101～103
6-2 助成対象について ……	Q. 201～206
6-3 申請について ……	Q. 301～304
6-4 その他 ……	Q. 401～402

6-1 国(S I I)の補助制度について

Q. 101

MEMSアグリゲータとは何ですか？

A. MEMSアグリゲータとは、マンションにMEMSを導入するとともに、クラウド等によって自ら集中管理システムを設置し、補助事業者に対しエネルギー管理支援サービスを行うエネルギー利用情報管理運営者として、S I Iに登録されたものです。

(MEMSアグリゲータの一覧：https://sii.or.jp/mems/aggregator_list.html)

Q. 102

エネルギー管理支援サービスとは何ですか？

A. エネルギー管理支援サービスとは、電力消費量を把握し節電を支援するコンサルティングサービスの総称です。

Q. 103

エネルギー管理支援サービスのサービス料は、助成対象となりますか？

A. エネルギー管理支援サービスに係る費用（通信費用含む）は、助成対象となりません。

6-2 助成対象について

Q. 201

MEMSを設置する集合住宅の条件はありますか

A. 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わす複数の住戸が、同一建物に入居している都内のマンション、アパートなどの集合住宅が対象です。二世帯住宅や老人ホームなどは対象外です。

Q. 202

HEMS導入事業で助成を受けていますが、併用できますか？

A. 公社の家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業で補助対象となった機器について

は、当助成金と併用することはできません。

Q. 203

助成を受けるには、国(S I I)の補助制度の要件を満たしていればいいのですか？

A. 本事業は国(S I I)の補助制度の要件を満たすほかに都の要件も満たす必要があります。

- ① 国における交付額の確定が前提となります。
- ② MEMSアグリゲータの行うエネルギー管理支援サービスを活用して、建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%以上削減するよう努めるとともに、サービス開始後2年間の電力消費量に関する実績について、都が報告を求めたときは、別に定める方法によりこれに応じていただきます。
- ③ 電力需給契約を結ぶ電力会社等から需給ひっ迫時に節電要請を受けるデマンドレスポンス契約を締結してください。この場合、電力会社等からの節電要請があった場合には、必ず対応の上、その実績を公社に報告していただきます。電力会社等にこのような契約形態がない場合は、事前に節電対応届出書（第9号様式）を提出し、一般電気事業者の電力使用見込が97%以上になった日について、届出に基づいた節電対応を行い、報告していただきます。節電対応等を行う必要のある期間は、夏期については、7月1日から9月30日まで、冬期については、12月1日から2月28日までです。
- ④ 東京都内において、電力需給ひっ迫警報、又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力を抑制の上、その実績を速やかに公社に報告していただきます。

Q. 204

設備費・工事費の助成対象経費は？

A. 国(S I I)により交付確定された補助対象経費（設備費・工事費）の2分の1を助成します。ただし、補助対象経費に国(S I I)その他の団体からの補助金を充当する場合は、補助対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。なお、事前申請受理後に計画変更があり、補助（助成）対象経費が増額した場合であっても、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請受理書」に記載した「都の助成金交付事前申請額」を超過する金額を助成金交付申請額とすることはできません。

Q. 205

地方自治体の助成金と重複して受給することは可能ですか？

A. 地方自治体（地方公共団体）からの受給は可能ですが、申請者の負担が最終的に助成対象経費の2分の1になるように東京都（公社）の助成金を調整します。ただし、東京都の他の助成金と重複して受け取ることはできません。

Q. 206

工事の内容を当初の内容から変更したことにより、補助（助成）対象経費が増額になります。助成金交付申請書に記載の申請額の計算式に従って記入すると、東京都（公社）への

交付申請金額が助成金交付事前申請額より増額しますが、助成はされるのですか？

- A. 計画の変更などにより補助（助成）対象経費が増額になった場合においても助成金交付事前申請額以上の助成はしません。記入に当たっては 33、34 ページの記入例を参考にしてください。

6-3 申請について

Q. 301

助成金に係る事前申請書類、助成金交付申請書類の提出について教えてください。

- A. 申請書類の提出の際には、公社への事前連絡をお願いします。なお、申請書はMEMSアグリゲータを経由して、公社へ提出してください。
- ① S I I の交付決定後、事前申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社に申請してください。（手続きの手引き 11 ページ 3.2 参照）
 - ② 国（S I I）の補助金額確定後、申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社に申請してください。（手続きの手引き 13 ページ 3.3 参照）

Q. 304

国（SII）の補助金額確定通知書が届くまでに時間がかかることがあります。事前申請時と同様に、交付申請書を提出する際に国（SII）のポータルサイト画面を印刷したものを提出し、国（SII）から補助金額確定通知書が届いてから原本の写しを提出してもよいでしょうか？

- A. 事前申請時と同じ要領で、ポータルサイトの画面のうち補助金額確定通知書の確定日（確定文書番号）と交付確定額が把握できる箇所を印刷したものを代わりに添付していただければ結構です。補助金額確定通知書が届き次第、写しを取って提出してください。

6-4 その他

Q. 401

財産処分制限期間は何年ですか？

- A. 本事業により取得した財産の処分制限期間は5年の期間となります。

Q. 402

新築物件でデベロッパーが事前申請して、工事完了後に設置した管理組合が交付申請することは可能ですか？

- A. 事前申請者が交付申請することになります。助成金の請求についても同様です。

7 注意事項

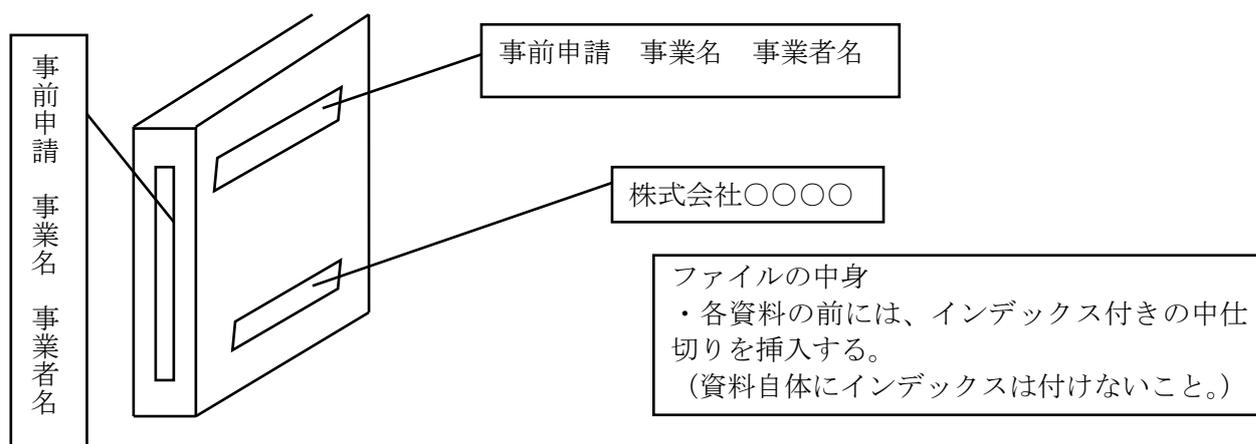
- (1) 助成対象事業者はMEMSアグリゲータを通して公社が定める手続きにより事前申請を行い、公社からの事前申請受理の決定を受けて助成事業を実施します。公社の受理決定前にMEMS設置工事の契約・発注を行うことはできません。
- (2) 平成30年12月28日までに交付申請書類を提出（必着）できるように計画を立ててください。
- (3) 助成対象事業者は、MEMSアグリゲータからエネルギー管理支援サービスを受け、継続的に電力消費の効率化に努めるほか、MEMSアグリゲータからの電力抑制要請に対して、無理のない範囲で応じなければなりません。
- (4) 助成金の財源は東京都からの出せん金です。助成を受けた方には、東京都や東京都環境公社からの求めに応じて電力消費量などに関する実績報告をしていただきます。
- (5) 事前申請受理後の計画変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても、助成金交付事前申請額以上の助成は行いません。
- (6) 助成金の交付請求に当たっては「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定書」（第6号様式）と「スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書」（第14号様式）の日付が前後しないよう注意してください。「スマートマンション導入促進事業に係る助成金交付決定書」の発行日の以降の日付で請求書を作成してください。
- (7) 申請書類は返却しませんので、必要に応じて控えを取っておいてください。

8 申請書類作成要領

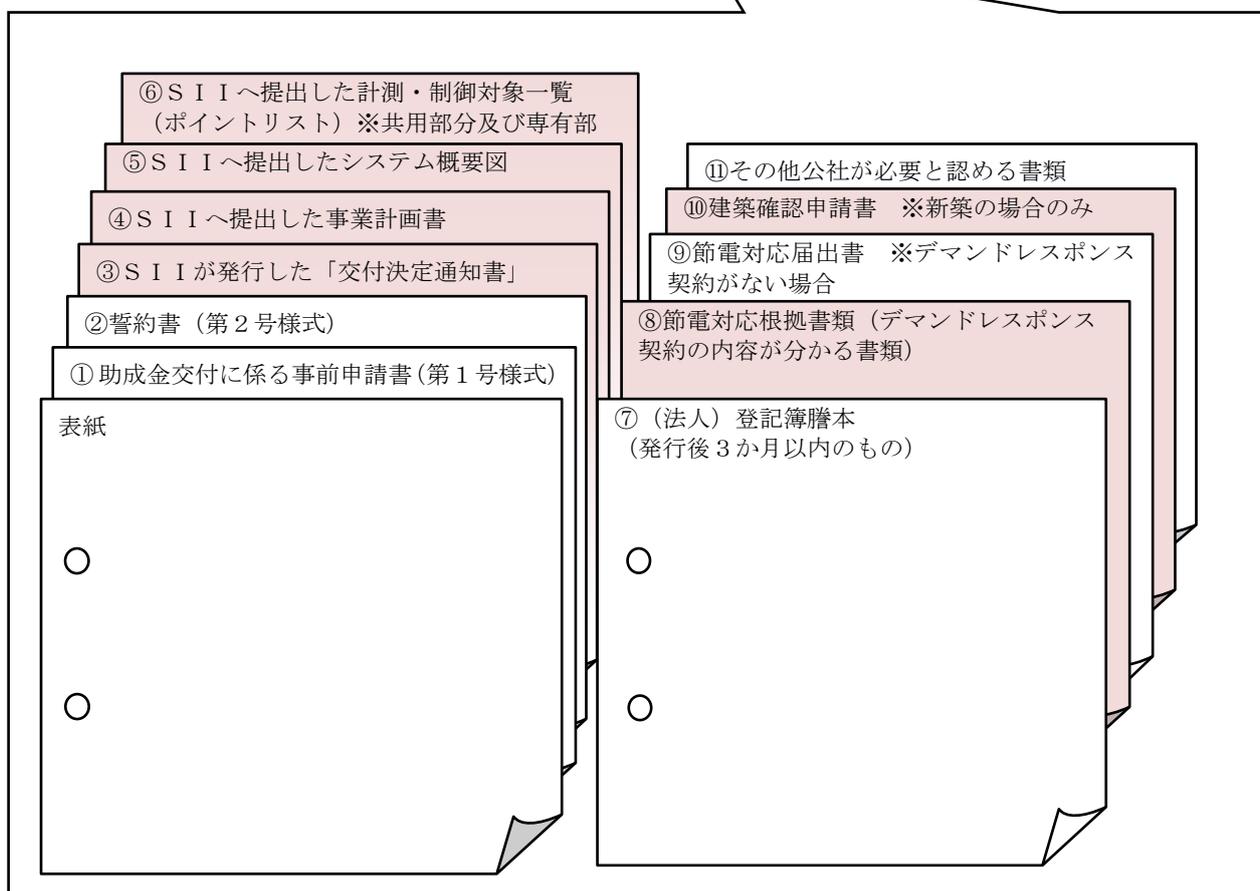
(1) 事前申請

提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。

※ 表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。



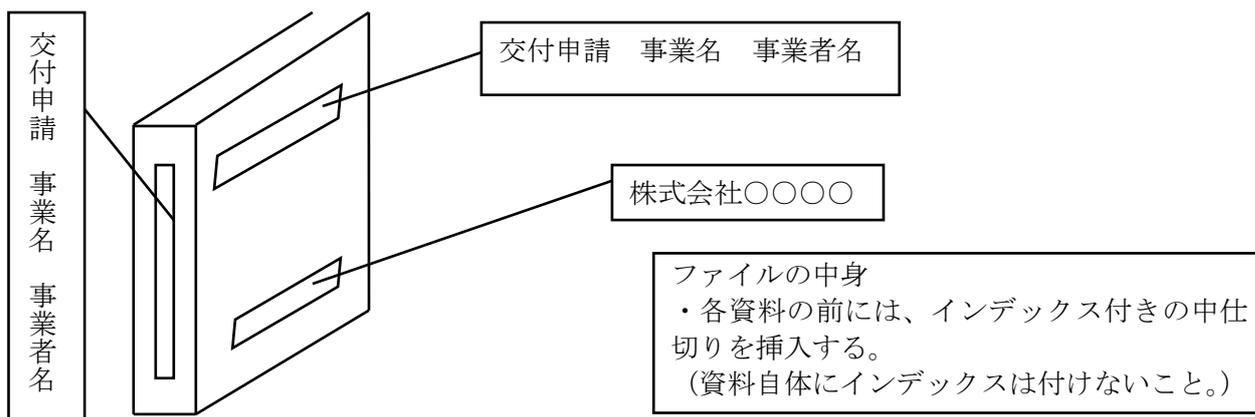
事前申請における必要書類（別表第1）



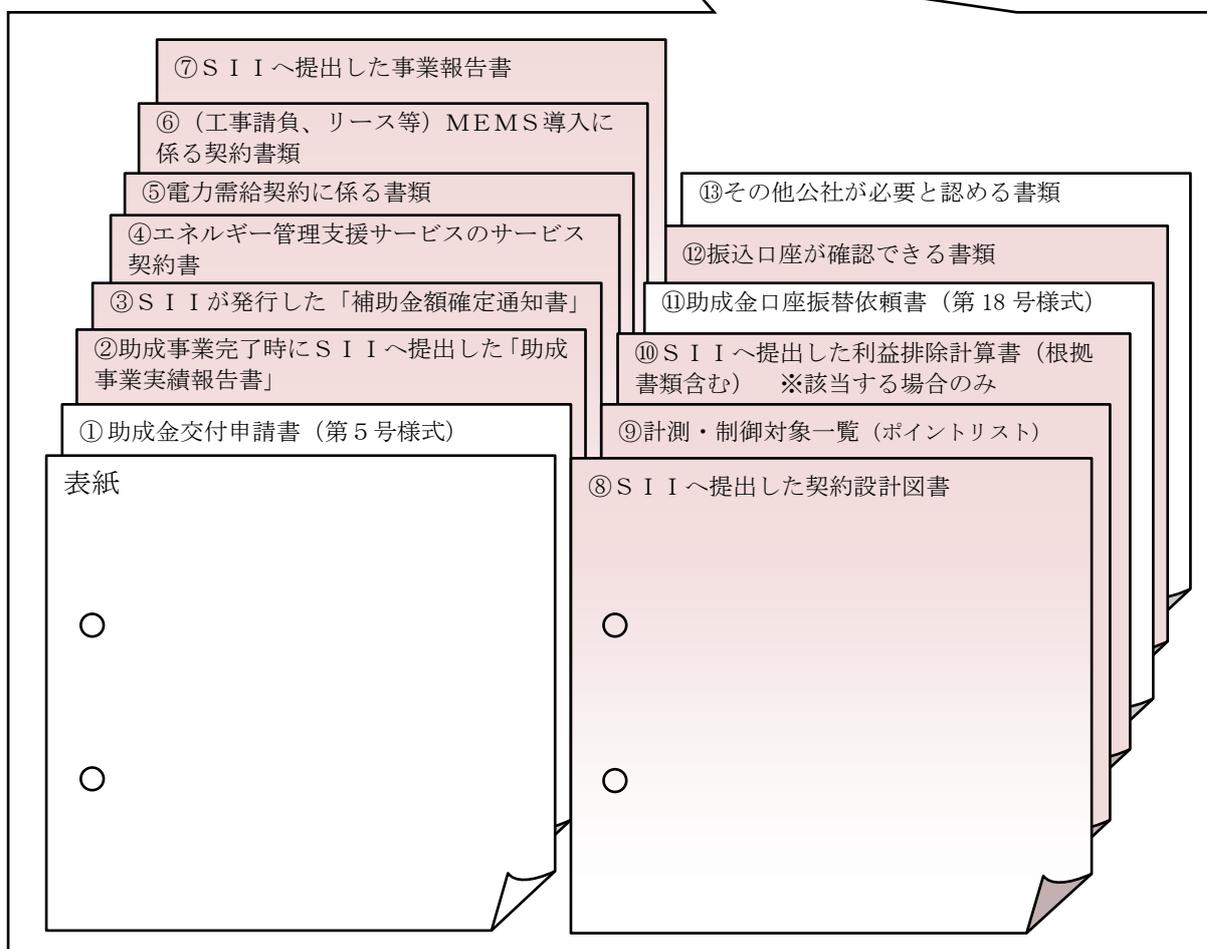
(2) 交付申請

提出する書類はファイル綴じとし、資料ごとにインデックスを使用してください。必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。なお、補足説明資料は印刷物に限り、かつ、必ずA4サイズ（A3折りたたみ可）としてください。

※ 表紙と背表紙には、事業の名称を記入します。



交付申請における必要書類 (別表2)



様式記入例

第1号様式（第9条関係）

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、行数を増やすなど書式を変更してかまいません

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

(共同申請の場合は併記)

住所

氏名

印

法人は代表者印、
個人は実印を押す

印

法人の場合は法人名、代表者の
役職及び代表者氏名を記入

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請書

スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）第9条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり事前申請します。

おおよその目安として予定日を記入のこと

1 主申請者情報

種別 ※該当するものに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 全戸のオーナー <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input type="checkbox"/> (法人格のない) 管理組合		
	<input type="checkbox"/> 集合住宅建設の事業主体 ※新築マンション等で管理組合等がまだ組織されていない場合のみ (<input type="checkbox"/> デベロッパー <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> その他 ())		
組合名/会社名	〇〇〇〇株式会社	所属/役職	〇〇〇部/部長
氏名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇@〇〇.〇〇.〇〇.		

2 助成事業情報

助成事業の名称	〇〇マンションMEMS導入工事		
建物名称	〇〇マンション		
都の助成金交付 事前申請額 ※SIIによる交付決定時における補助対象経費の2分の1の額から補助金額を控除した額	(a) × 0.5 - (b) (※)	(参考) SIIによる交付決定額	補助対象経費 = (a) 〇〇〇〇〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇〇円		補助金額 = (b) 〇〇〇〇〇〇〇円
SIIにおける補助事業開始予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	SIIにおける補助事業完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 MEMSアグリゲータの情報

※千円未満切捨

アグリゲータの名称	〇〇〇〇株式会社	担当者名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail	〇〇@〇〇.〇〇.〇〇.

※ リース等を活用する場合は、それらの事業者と共同で申請すること

4 収支明細表

(単位：円)

経費区分	SII における交付決定額		本事業の助成金交付に係る事前申請額
	補助対象経費=(a)	補助金額=(b)	本事業の助成金 事前申請額 (a)×0.5-(b) ^(※)
設備費	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円
工事費	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円
合計	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇円

※千円未満切捨

SII の交付決定額を記入してください。

この列の合計欄のみ千円未満切捨てにしてください。設備費欄と工事費欄は円単位まで算出してください。

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

誓約書

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

共同申請する場合は
申請者ごとに1枚ずつ作成

スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条の規定に基づく助成金の交付の事前申請及び第10条の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象事業者等に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第19条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第20条に規定する助成金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は
行数を増やすなど書式を変更してかまいません

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

法人の場合は法人名、代表者の
役職及び代表者氏名を記入

氏名 環境 太郎

印

法人は代表者印、
個人は実印を押す

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とする。

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、行数を増やすなど書式を変更してかまいません

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇 印
(共同申請の場合は併記)
住所
氏名 印

法人の場合は法人名、代表者の役職及び代表者氏名を記入

法人は代表者印、個人は実印を押す

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成金交付申請書

スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）第10条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 主申請者情報

種別 ※該当するものに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 全戸のオーナー <input type="checkbox"/> 管理組合法人 <input type="checkbox"/> (法人格のない) 管理組合		
	<input type="checkbox"/> 集合住宅建設の事業主体 ※新築マンション等で管理組合等がまだ組織されていない場合のみ (<input type="checkbox"/> デベロッパー <input type="checkbox"/> 販売事業者 <input type="checkbox"/> その他 ())		
組合名/会社名	〇〇管理組合/〇〇株式会社	所属/役職	〇〇〇部/部長
氏名	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇@〇〇.〇〇.〇〇.		

2 助成事業情報

助成事業の名称	〇〇マンションMEMS導入工事	事前申請受理番号	〇〇〇〇〇〇
建物名称	〇〇マンション		
都の助成金交付申請額 ※SIIによる交付決定時における補助対象経費の2分の1の額から補助金額を控除した額	(a) × 0.5 - (b) (※) 〇〇〇〇〇〇〇円	(参考) SIIによる交付確定額	補助対象経費 = (a) 〇〇〇〇〇〇〇円 補助金額 = (b) 〇〇〇〇〇〇〇円
SIIにおける補助事業開始日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	SIIにおける補助事業完了日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

補助対象経費=(a)欄は、4「収支明細表」>「SIIにおける交付確定額【補助対象経費=(a)】」で算出した合計金額を記入。

3 MEMSアグリゲータの名称

アグリゲータの名称	〇〇〇〇株式会社	担当者名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail	〇〇@〇〇.〇〇.〇〇.

※ リース、ESCOを活用する場合は、それらの事業者と共同で申請すること。

4 収支明細表

(単位：円)

経費区分	SIIにおける交付確定額		本事業の助成金交付申請額
	補助対象経費=(a)	補助金額=(b)	本事業の助成金 申請額 (a)×0.5-(b) (※)
設備費	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
工事費	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円
合計	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇円

※千円未満切捨

SIIの交付確定額を記入してください。

この列の合計欄のみ千円未満切捨てにしてください。設備費欄と工事費欄は円単位まで算出してください。

補助対象経費=(a)【設備費】は、補助事業完了時にSIIへ提出した「補助事業実績報告書」(別紙 収支明細表)の決算額支出項目「補助対象経費 実績額」と「補助対象経費 限度額」【設備費】のうち、低い方の金額を記載してください。

補助対象経費=(a)【工事費】は、補助事業完了時にSIIへ提出した「補助事業実績報告書」(別紙 収支明細表)の決算額支出項目「補助対象経費 実績額」と「補助対象経費 限度額」【工事費】のうち、低い方の金額を記載してください。

補助対象経費=(a)欄【合計】は、補助対象経費=(a)欄【設備費】及び【工事費】に記載した金額の合計を記入してください。

4「収支明細表」>「SIIにおける交付確定額 【補助対象経費=(a)】」で算出した合計金額を
2「助成事業情報」>「補助対象経費=(a)」欄に記入。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

第9号様式（第12条関係）

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は行数を増やすなど書式を変更してかまいません

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

法人の場合は法人名、代表者の
役職及び代表者氏名を記入

(主申請者)
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇
(共同申請の場合は併記)
住所
氏名

印
法人は代表者印、
個人は実印を押す
印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業に係る節電対応届出書

スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）第12条第1項第3号アの規定に基づき、電力の需給ひっ迫時等電力の不足が想定される場合には、次のとおり節電対策を実施することを届け出ます。

1 助成事業の名称・交付決定番号

〇〇マンションMEMS導入工事

(交付決定番号：〇〇〇) *事前申請時は記入不要

2 助成金の交付対象となった設備を設置する建物

〇〇マンション

3 節電対策の内容

対策	具体的な内容
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

3 節電量の見込み

〇〇〇キロワット減（最大需要電力の〇〇%減）

(MEMS アグリゲータ記入欄)

アグリゲータ名称	□□□□株式会社	担当者名	〇〇 〇〇
----------	----------	------	-------

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は行数を増やすなど書式を変更してかまいません

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

(主申請者)
住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇 〇〇
(共同申請の場合は併記)
住所
氏名

法人の場合は法人名、代表者の役職及び代表者氏名を記入

法人は代表者印、
個人は実印を押す

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業住所等の変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあった標記事業についてスマートマンション導入促進事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）第16条の規定に基づき、住所等の変更について届け出ます。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入工事 〇〇〇
---------------------	------------------------

変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1. 法人登記住所の変更		
2. 組織変更（株式会社化など）		
3. 代表者変更		
4. その他		

(MEMSアグリゲータ記入欄)

アグリゲータ名称	〇〇〇〇株式会社	担当者名	〇〇 〇〇
----------	----------	------	-------

(注) 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること（登記簿謄本、定款など）。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は行数を増やすなど書式を変更してかまいません

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

法人の場合は法人名、代表者の役職及び代表者氏名を記入

(主申請者)
住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇 〇〇
(共同申請の場合は併記)
住 所
氏 名

法人は代表者印、
個人は実印を押す

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定のあつた標記助成金について、スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇マンションMEMS導入工事 〇〇〇
建物の所在地	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
交付請求額	金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
工事完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※受付欄	MEMS設置工事が完了した日付を記入してください。

共同申請で複数の口座へ振替を希望する場合、請求総金額を記入しその下に内訳金額として誰がいくら請求するかを追記してください。記入欄を上下に拡げて構いません。

(注) ※印の欄には、記入しないこと。
(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

記入欄に文字や数字が入りきらない場合は行数を増やすなど書式を変更してかまいません

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

年〇〇月〇〇日

(主申請者)

住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇 印

(共同申請の場合は併記)

住所 印

氏名

法人の場合は法人名、代表者の役職及び代表者氏名を記入

法人は代表者印、個人は実印を押す

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

スマートマンション導入促進事業助成金口座振替依頼書

スマートマンション導入促進事業（MEMS 導入事業）に係る助成金については、

下記

交付決定番号は未記入のまま提出してください。

第14号様式「スマートマンション導入促進事業助成金交付請求書」に内訳金額を記入する場合口座振替を希望する申請者ごとに1枚ずつ作成

1. 助成事業

〇〇マンションMEMS導入工事

(交付決定番号：)

2. 助成金振込先 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の口座情報を記入。

金融機関																			
金融機関コード (数字4ケタ)				振込銀行名						<p>■口座名義人欄の記載方法に関する注意</p> <p>※カタカナで御記入ください。</p> <p>※濁点・半濁点は一文字として扱いません。</p> <p>※口座名義が前株の場合は、「カ）●●●」、あと株の場合は、「●●●●（カ）」と御記入ください。</p> <p>※口座名義が枠内（30文字）を超える場合は、名義名称の冒頭から30文字までを御記入ください。</p>									
0	0	0	0	〇〇銀行															
支店コード (数字3ケタ)				支店名															
0	0	0	〇〇支店																
預金種別 (該当に○)				口座番号 (右詰めで記入してください)															
普通・当座				0	0	0	0	0	0	0									
その他 ()																			
口座名義人 (カナ記入)																			
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇										

(注) 振込口座が確認できる資料（通帳等）のコピーを添付すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

スマートマンション導入促進事業実施要綱

(制定) 平成26年3月31日付25環エ分第39号
(改正) 平成27年5月11日付27環地地第53号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に備えたスマートエネルギー都市を実現するために、都内の集合住宅にMEMS（マンションのエネルギー管理システム）を設置し、エネルギーの使用の効率化及び電力需要の抑制による無理のない節電を促進するための「スマートマンション導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、集合住宅にMEMSの設置をする者（以下「MEMS設置者」という。）に対して、当該設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、前項の助成を受けたMEMS設置者に対し、次の事項を行うことを求める。
 - (1) 建物全体（集合住宅の部分に限る。）の電力消費量を10%削減すること。
 - (2) 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応すること。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 集合住宅 各々が独立して電力会社等と電力使用契約を取り交わすことができる複数の住戸が、同一の建物に存在する建物
- 2 MEMS 集合住宅の電力消費量等を計測蓄積し、当該集合住宅や遠隔地での可視化を図り、照明、空調設備等の接続機器を制御し、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム
- 3 エネルギー管理支援サービス MEMSを利用して電力消費量等を把握するとともに、照明、空調等の効率的な運転管理、電力需要のピークの抑制等を支援する役割
- 4 MEMSアグリゲータ エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を目標に事業を行う者として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）の登録を受けた事業者
- 5 MEMS事業者 エネルギー管理支援サービスを通じて10%以上の電力消費量の削減を

目標に事業を行う者

- 6 リース契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備の使用料を貸主に支払う契約
- 7 割賦販売契約 第4 1 (3)に規定する助成対象設備の所有者である売主が、当該設備の貸主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該設備を販売する契約

第4 本事業の具体的な内容

1 MEMS等の設置に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

ア (2)の助成対象事業を実施する集合住宅の全戸の所有者又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築主とする。）

イ アに掲げる者のほか、(3)の助成対象設備を所有するもの（アに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、アに掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、イに掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（ア及びイに掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の集合住宅（新築のものにあつては、住戸の数が100戸未満のものに限る。）において、(3)の助成対象設備のうち、少なくともMEMSを設置すること。

イ (1)アの助成対象事業者が、同一のMEMSアグリゲータ又はMEMS事業者（以下「MEMSアグリゲータ等」という。）と2年以上のエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結すること。

ウ 以下のいずれかに該当すること。

(ア) S I Iが実施するスマートマンション導入加速化推進事業（以下「国事業」とい

う。)に係る補助金の交付対象として決定されていること。

(イ) 本事業の助成対象として別に定める登録を受けたシステム等を導入すること。

(3) 助成対象設備

助成対象設備は、次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

ア MEMSを構成する設備

イ アに掲げるもののほか、エネルギー管理支援サービス関連設備として別に定めるもの

(4) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、(3)の助成対象設備の設置に要する次の経費（(2)ウ（ア）に該当する場合は、国事業に係る補助金において補助対象経費として決定されたものに限る。）とする。

ア 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）

イ 工事費（工事に要する費用をいう。）

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 電力消費量の削減等に係る取組

助成対象事業者は、MEMSアグリゲータ等の行うエネルギー管理支援サービスを活用して次の事項を行うよう努めるものとする。

ア 既築の建物にあつてはMEMS設置前の建物の全体（集合住宅の部分に限る。以下アにおいて同じ。）の電力消費量と比較して、新築の建物にあつてはMEMSを設置しておらず、かつ、面積、施設等が当該建物と同等の建物の全体と比較して、その建物全体の電力消費量の10%を削減すること。

イ 需給ひっ迫時の電力会社からの節電要請に対応し、電力使用を抑制すること。

(2) 事業者の報告

助成対象事業者は、(1)アの実績にあつては都の求めに応じて、(1)イの実績にあつては別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

(3) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)ア及びイに係る取組について指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、平成26年度から平成30年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、平成26年度から平成30年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成26年3月31日付25環エ分第39号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月11日付27環地地第53号）

この要綱は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

スマートマンション導入促進事業助成金交付要綱
(制定) 平成26年6月25日付26都環公総地第351号

(目的)

第1条 この要綱は、スマートマンション導入促進事業実施要綱(平成26年3月31日付25環エ分第39号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。)第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行するスマートマンション導入促進事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 電力需給契約 電力会社等が需要家の求めに応じ電気を引き渡し、需要家が引渡しを受けた電気の対価を支払う双務契約
- 二 電力需給ひっ迫警報 電気の需要量と供給量のバランスが悪化し、電力需給のひっ迫が予想される場合に、政府が需要家に対して一層の節電の協力を要請するために発出する警報
- 三 電力使用制限令 電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条第1項の規定に基づく経済産業大臣の命令又は勧告

(助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、実施要綱第41(1)に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、実施要綱第41(2)に掲げる要件を満たすものであって、平成26年4月1日以降に申請を行い、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が実施するスマートマンション導入加速化推進事業(以下「国事業」という。)に係る補助金の交付対象として決定を受けたものであること。

(助成対象設備)

第5条 本助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)は、実施要綱第41(3)に定める設備であって、国事業に係る補助金の交付対象となる設備としてS I Iが決定したものをいう。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第41(4)に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(本助成金の額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第41(5)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施期間)

第8条 本事業の助成対象事業ごとの実施期間は、MEMSアグリゲータがエネルギー管理支援サービス(以下「サービス」という。)の運用を開始した日から起算して少なくとも2年間とする。ただし、サービスの運用期間が2年に満たない場合はその期間とする。

(事前申請の受理期間、受理の停止等)

第9条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、公社が別に定める期間(天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に、国事業に係る補助金の交付対象として決定を受けた設備について、助成金交付に係る事前申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)その他の別表第1に掲げる書類をMEMSアグリゲータを経由して公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金の額を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申

請の受理を停止する。

- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金の額を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 公社は、第1項の規定による申請を予算超過日より前に受理した場合又は前項の規定により受理した場合にあっては、当該申請をした助成対象事業者に対し、受理した旨を助成金交付に係る事前申請受理書（第3号様式）で通知するものとし、前項の規定により不受理とした場合にあっては、当該申請をした助成対象事業者に対し、不受理とした旨を助成金交付に係る事前申請不受理書（第4号様式）で通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知は、本助成金の交付の決定に関して、優先的な扱いを認めるものではない。

（本助成金の交付申請）

- 第10条 本助成金の交付を受けようとする者は、国事業に係る補助金において交付すべき補助金の額が確定し、その旨の通知を受けた後に、助成金交付申請書（第5号様式）その他の別表第2に掲げる書類をMEMSアグリゲータを経由して公社に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請において、実施要綱第4 1（1）イに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては当該事業者及び実施要綱4 1（1）アに掲げる助成対象事業者が、実施要綱4 1（1）ウに掲げる助成対象事業者が助成対象事業を実施しようとする場合にあっては当該事業者並びに実施要綱第4 1（1）ア及びイに掲げる助成対象事業者が、それぞれ共同で申請しなければならない。
 - 3 前項の規定は、前条第1項、第13条、第14条第1項、第16条、第17条第1項、第20条第3項及び第24条第1項第1号の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

（本助成金の交付決定及び助成額の確定）

- 第11条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定及び交付する場合にあっては交付すべき本助成金の額の確定を行う。
- 2 公社は、前項の申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（第6号様式）により、不交付とする場合

にあっては助成金不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

- 第12条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 実施要綱第4 2（1）アに掲げる事項を行うよう努めるとともに、サービスを開始した日から2年間の電力消費量に関する実績について、公社（本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあっては、都のことをいう。以下本条において同じ。）が報告を求めたときは、公社が別に定める方法により、これに応じること。
 - 二 電力の需給ひっ迫等に関し、次の措置を実施すること（次号に該当する場合を除く。）。
 - ア 電力需給契約を結ぶ電力会社等と、電力の不足が想定される場合に電力会社等からの要請に応じて本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において電力を削減する契約（以下「デマンドレスポンス契約」という。）を締結すること。
 - イ デマンドレスポンス契約に基づき電力会社等から要請があった場合は、必ず電力を削減する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書（第8号様式）により、速やかに公社に報告すること。
 - 三 電力需給契約を結ぶ電力会社等にデマンドレスポンス契約の形態がない場合又は本助成金の交付対象となった設備を設置する建物に適合するデマンドレスポンス契約がない場合には、電力の需給ひっ迫に関し、次の措置を実施すること。
 - ア 電力の不足が想定される場合に講じる対策について、節電対応届出書（第9号様式）により、公社に届け出ること。
 - イ 東京都を管轄する一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第二号の一般電気事業者をいう。）が公表する1日当たりの電力使用の見通しにおいて、電力利用率（電気の最大需要見込量を電気の供給可能量で除して算出する値をいう。）が97%以上である日においては、本助成金の交付対象となった設備を設置する建物において、節電対応届出書（第9号様式）により届け出た対策を必ず実施し、実施した対策の内容については、節電対応実績報告書（第8号様式）により、速やかに公社に報告すること。
 - 四 東京都内において、電力需給ひっ迫警報又は電力使用制限令が発せられた場合には、必ず電力の使用を抑制する措置を講じ、その内容を節電対応実績報告書（第8号様式）により、速やかに公社に報告すること。

五 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。

六 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

七 第14条第1項に該当し、助成事業を継続して実施しようとするときは、公社の承認を受けること。

八 公社が第19条第1項の規定により本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

九 公社が第20条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第21条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第22条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

十 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うときは遅滞なくこれに応ずること。

（申請の撤回）

第13条 助成事業者は、第11条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第10号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

（助成事業の承継）

第14条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業継続実施承認申請書（第11号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業継続実施承認通知書（第12号様式）により、承継者へ通知する。

3 公社は、前項の承認を行った場合には、都へ報告する。

（事情変更による決定の取消し等）

第15条 公社は、本助成金の交付の決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第16条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第13号様式）を公社に提出しなければならない。

（本助成金の交付）

第17条 助成事業者は、第10条第2項の規定により本助成金の交付決定及び額の確定の通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第14号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を支払うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第18条 助成事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は承継（第14条第1項に規定する承継を除く。）をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 国事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- 二 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

三 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

四 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対して通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第20条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第15号様式)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第22条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第21条 公社は、第19条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第22条 公社は、助成事業者に対し、第20条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第23条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項において「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

第24条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の管理及び処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環公総地第6号）第32に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第17号様式）により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

- 第25条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第11条第2項に規定する助成金交付決定通知書における公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならない。

（調査等）

- 第26条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（指導・助言）

- 第27条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

- 第28条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

（その他必要な事項）

- 第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（平成26年6月25日付26都環公総地第351号）

（施行期日）

この要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1 (第9条関係必要書類)

	必要書類	備考
1	助成金交付に係る事前申請書 (第1号様式)	原本
2	誓約書 (第2号様式)	原本
3	国事業において受領した交付決定通知書	写し
4	国事業において提出した事業計画書	写し
5	国事業において提出したシステム概要図	写し
6	国事業において提出した計測・制御対象一覧 (ポイントリスト) ※共用部及び専有部	写し
7	商業・法人の登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)	原本
8	デマンドレスポンス契約の内容が分かる書類	写し
9	節電対応届出書(第9号様式) ※デマンドレスポンス契約がない場合	原本
10	建築確認申請書 ※新築の場合のみ	写し
11	返信用封筒(角型2号)2枚 (送付先が記入されたもの)	—
12	その他当社が必要と認める書類	—

別表第2 (第10条関係必要書類)

	必要書類	備考
1	助成金交付申請書 (第5号様式)	原本
2	国事業において提出した助成事業実績報告書	写し
3	国事業において受領した助成金額確定通知書	写し
4	エネルギー管理支援サービスのサービス契約書	写し
5	電力需給契約に係る書類	写し
6	MEMS導入に係る契約書類 (工事請負、リース等)	写し
7	国事業において提出した事業報告書	写し
8	国事業において提出した契約設計図書	写し
9	国事業において提出した計測・制御対象一覧 (ポイントリスト)	写し
10	国事業において提出した利益排除計算書 (根拠書類含む。該当する場合のみ)	写し
11	助成金口座振替依頼書 (第18号様式)	原本
12	振込口座が確認できる書類(上記書類の振込口座が確認できる書類)	写し
13	その他当社が必要と認める書類	—

スマートマンション導入促進事業手続きの手引き（第一期助成制度編）修正点
（平成 29 年 1 月）

ページ	修正箇所	修正内容
表紙	更新年月	平成 27 年 11 月⇒平成 29 年 1 月に変更
表紙	URL	http の後に s を追記 https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/mems/
P. 9	2. 3 (2) 「受給」を「需給」へ訂正	「(2) 電力需給契約を結ぶ電力会社等から…」
P. 9	2. 3 (3) 「受給」を「需給」へ訂正	「(3) 電力需給契約を締結する電力会社等に…」
P. 9	2. 3 (5)の後段を修正 （「政府の節電ポータルサイト」終了による。）	「…MEMSアグリゲータ等は、東京電力パワーグリッド株式会社の「でんき予報」サイト (http://www.tepco.co.jp/forecast/index-j.html)を閲覧するなどして、電力使用状況の把握に努めてください。」に修正
P. 13	3. 3(4)（交付申請額についての注意）を追加	3. 3(4) 計画の変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても助成金交付事前申請額以上の交付申請はできません。
P. 13	3. 3 後段を是正	・（別表第 2）No. 5 関係⇒・（別表第 2）No. 4 関係
P. 14	（別表第 2 No.5）「受給」を「需給」へ訂正	電力需給契約に係る書類
P. 18	4. 5(2)②「本要項」を「手続きの手引き」へ訂正	「「手続きの手引き」及び交付要綱に明記されている本事業に必要な実績等書類が提出されない場合」
P. 18	4. 5（取消しの具体例）を追加	③ 交付決定を受けた者が暴力団等、又は暴力団に至った場合
P. 18	4. 7 「年 10. 95%」を「年率 10. 95%」に修正	「…助成金交付決定額に年率 10. 95%を加算した額を、…」
P. 18	4. 8 「年 10. 95%の延滞金」を「年率 10. 95%の割合を乗じて計算した延滞金」に修正	「…、公社は年率 10. 95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。」
P. 19	4. 10(4)を挿入 （以降、従来の(4)が(5)へ繰送り。）	「(4) 公社は、助成事業者から(3)の返還金を受領し、財産処分を承認したときは、「スマートマンション導入促進事業取得財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）を助成事業者へ送付します。」
P. 24	6. Q&A 目次	6-2 助成対象について……に「Q. 206」を追加 6-3 申請について……に「Q. 304」を追加

P. 25	A. 203 ③「電力受給契約」を「電力需給契約」へ訂正	「③ 電力需給契約を結ぶ電力会社等から…」
P. 25、26	Q. 204, Q. 301 (A. 204, A301) の「補助」と「助成」の使い分け	<p>Q. 204 設備費・工事費の助成対象経費は？</p> <p>A. 国（S I I）により交付確定された補助対象経費（設備費・工事費）の2分の1を助成します。ただし、補助対象経費に国（S I I）その他の団体からの補助金を充当する場合は、補助対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とします。なお、事前申請受理後に計画変更があり、補助（助成）対象経費が増額した場合であっても、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請受理書」に記載した「都の助成金交付事前申請額」を超過する金額を助成金交付申請額とすることはできません。</p> <p>Q. 301 助成金に係る事前申請書類、助成金交付申請書類の提出について教えてください。</p> <p>A. 申請書類の提出の際には、公社への事前連絡をお願いします。なお、申請書はMEMSアグリゲータを経由して、公社へ提出してください。</p> <p>① S I Iの交付決定後、事前申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社に申請してください。（手続きの手引き 11 ページ 3.2 参照）</p> <p>② 国（S I I）の補助金額確定後、申請に必要な書類をとりまとめ、速やかに公社に申請してください。（手続きの手引き 13 ページ 3.3 参照）</p>
P. 25	Q&A Q. 204 (A. 204) に なお書きを追加	(A. 204) 「……なお、事前申請受理後に計画変更があり、補助（助成）対象経費が増額した場合であっても、「スマートマンション導入促進事業助成金交付に係る事前申請受理書」に記載した「都の助成金交付事前申請額」を超過する金額を助成金交付申請額とすることはできません。」
P. 25	Q&A Q. 205 (A. 205) を補足	(A. 205) 「地方自治体（地方公共団体）からの受給は可能ですが、申請者の負担が最終的に助成対象経費の2分の1になるように東京都（公社）の助成金を調整します。ただし、東京都の他の助成金と重複して受け取ることはできません。」
P. 25	Q&A Q. 206 (A. 206) を新規追加	「Q. 206 工事の内容を当初の内容から変更したことにより、補助

		<p>(助成) 対象経費が増額になります。助成金交付申請書に記載の申請額の計算式に従って記入すると、東京都(公社)への交付申請金額が助成金交付事前申請額より増額しますが、助成はされるのですか?</p> <p>A. 計画の変更などにより補助(助成)対象経費が増額になった場合においても助成金交付事前申請額以上の助成はしません。記入に当たっては33、34ページの記入例を参考にしてください。」</p>
P. 26	Q&A Q. 302 (A. 302) を削除(事前申請受付終了による。)	<p>「Q. 302 国(SII)へ平成26年3月以前に申請し、平成26年4月以降に交付決定した物件があるのですが、助成対象と考えてよいのですか?</p> <p>A. 平成26年4月1日以降に国(SII)へ申請し、交付決定されたものが、東京都(公社)の申請条件であるため、当該物件は対象外となります(申請要件を満たしていません。)」の全文を削除</p>
P. 26	Q. 303 (A. 303) を削除	<p>「Q. 303 国(SII)の交付決定から通知が来るまでに1か月以上かかる場合があります。それを待ってから東京都(公社)へ申請するのでは、先に工事着工日が到来する可能性が高いです。SII交付決定同日に印刷できるシステムにするか、別の方法をとってくれないでしょうか?</p> <p>A. お問合せのように工事着手までの期日が迫っている場合、SIIのポータルシステムで、ポータルのステータスが「交付決定」に変更されたことを確認後、表示される画面を印刷したものを交付決定書の代わりに提出してください。後日、SIIから交付決定書が届き次第、複写したものを公社へ提出してください。」</p>
P. 26	Q&A Q. 304 (A. 304) を新規追加	<p>「Q. 304 国(SII)の補助金額確定通知書が届くまでに時間がかかることがあります。事前申請時と同様に、交付申請書を提出する際に国(SII)のポータルサイト画面を印刷したものを提出し、国(SII)から補助金額確定通知書が届いてから原本の写しを提出してもよいでしょうか?</p> <p>A. 事前申請時と同じ要領で、ポータルサイトの画面のうち補助金額確定通知書の確定日(確定文書番号)と交付確定額が把握できる箇所を印刷したものを代わりに添付していただければ結構です。補助金額確定通知書が届き次第、写しを取って提出してください。」</p>

P. 27	7 注意事項(5)を挿入 (以降、従来の(5)、(6) が(6)、(7)へ繰送り。)	「(5) 事前申請受理後の計画変更などにより助成対象経費 が増額になった場合においても、助成金交付事前申請額以上 の助成は行いません。」
P. 33	【記入例】 記入の仕方の指示文	「補助対象経費=(a)欄は、4「収支明細表」>「SIIにおけ る交付確定額【補助対象経費=(a)】」で算出した合計金額を 記入。」を追記
P. 34	【記入例】 記入の仕方の指示文	「記入欄に文字や数字が入りきらない場合は、行数を増や すなど書式を変更してよい」を全文削除
P. 34	【記入例】 記入の仕方の指示文	「補助対象経費＝(a)【設備費】は、補助事業完了時にS I Iへ提出した「補助事業実績報告書」(別紙 収支明細表)」 の決算額支出項目「補助対象経費 実績額」と「補助対象経 費 限度額」【設備費】のうち、低い方の金額を記載してく ださい。」を追記
P. 34	【記入例】 記入の仕方の指示文	「補助対象経費＝(a)【工事費】は、補助事業完了時にS I Iへ提出した「補助事業実績報告書」(別紙 収支明細表)」 の決算額支出項目「補助対象経費 実績額」と「補助対象経 費 限度額」【工事費】のうち、低い方の金額を記載してく ださい。」を追記
P. 34	【記入例】 記入の仕方の指示文	「補助対象経費=(a)欄【合計】は、補助対象経費=(a)欄【設 備費】及び【工事費】に記載した金額の合計を記入してくだ さい。」を追記
P. 34	【記入例】 記入の仕方の指示文	「4「収支明細表」>「SIIにおける交付確定額【補助対象 経費=(a)】」で算出した合計金額を2「助成事業情報」>「補 助対象経費=(a)」欄に記入。」を追記
P. 38	【記入例】 記入の仕方の指示文	「承継した「建物名」を記入してください。」を追記
P. 38	【記入例】 記入の仕方の指示文	「承継した設備の名称を記入してください。」を追記
P. 38	【記入例】 記入の仕方の指示文	「当環境公社の助成金交付決定日を記入してください。」を 追記
P. 40	【記入例】 記入の仕方の指示文	「MEMS設置工事が完了した日付を記入してください。」 を追記
P. 43	【記入例】 記入の仕方の指示文	交付決定番号記入欄に「交付決定番号は未記入のまま提出し てください。」を追記

以上